

令和3年11月1日

振込手数料改定のお知らせ

医師のための金融機関として、組合員の皆様の資金移動の利便性維持を念頭に置きつつ、昨今の組合を取り巻く諸般の情勢をふまえ、以下のとおり振込手数料等を改定させていただきます。

日頃よりご愛顧を賜っております皆様には、何卒ご理解いただきますと共に、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日：令和4年1月1日

2. 改定内容：

(1) 他金融機関口座への振込手数料（振込1件あたり）

振込依頼人	振込先	改定前	改定後
組合員	本人口座	無料	無料
	<u>本人口座以外</u>	<u>無料</u>	<u>220円</u>
非組合員	<u>(一律)</u>	<u>3万円以上 : 660円</u>	<u>440円</u>
		<u>1万以上3万円未満 : 440円</u>	
		<u>1万円未満 : 330円</u>	

※ 組合員の医師または医療法人、あるいはご家族の各名義間のお振込みの場合は、手数料は従来通り無料（当組合負担）とさせていただきます。

(2) 医師信用組合にある口座間の振込手数料は、本人口座・本人口座以外に関わらず、従来通り無料とさせていただきます。

※詳細につきましては、組合窓口またはお電話にてお問い合わせ願います。

We, for Doctor, for Regional healthcare - シンフォニーのように。

静岡県医師信用組合

 0120-144-493

FAX 054-247-3350
E-mail ishin-bk@po2.across.or.jp